

規制・行政手続コスト削減の取組の
重点分野の幅広い選定、削減目標の決定、計画的な取組推進に関する論点（案）

平成28年12月20日

I. 取りまとめに向けて

(参考)「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定) (抜粋)

II 生産性革命を実現する規制・制度改革

1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

ii) 事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を進める新たな規制・制度改革手法の導入

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。このため、まずは、外国企業の日本への投資活動に關係する規制・行政手続の抜本的な簡素化について1年以内を目途に結論を得る（早期に結論が得られるものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する）。また、外国企業の日本への投資活動に關係する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。こうした先行的な取組と外国企業の日本への投資活動に關係する取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

本年度中を目途に行う規制・行政手続コスト削減の取組の取りまとめに際しては、閣議決定を踏まえ、以下の項目ごとに論点の検討と整理を行う必要があると考えられる。

1. 重点分野の幅広い選定

2. 削減目標の決定

3. 計画的取組の推進

4. 今後の対応

II. 検討すべき論点

1. 「重点分野の幅広い選定」に関する論点

(1) 取組の対象範囲

- ・行政手続のうち、どこまでを取組の対象範囲とするべきか

【第2回行政手続部会での事務局の整理（資料3）】

[手続等]

①削減の対象 (○)	: 申請、届出（許認可、届出等、規制に基づくもの）
②検討が必要 (△)	: 申請、届出（不服申立て、税、補助金等、規制に基づかないもの） 苦情の申出、請願（任意の手続） 行政機関の処分による情報提供義務 手数料及び税の納付 書類の表示 書類の作成・保存 本人確認義務
③削減の対象外 (×)	: 処分通知、縦覧等、作成等（行政機関が行うもの） 不作為義務

[行政機関等]

①削減の対象 (○)	: 国の行政機関に対する事業者の手続 地方公共団体（法令に根拠があるもの。手法は幅広い検討が必要）
②検討が必要 (△)	: 独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人、指定法人） 地方公共団体（条例・規則に根拠があるもの）
③削減の対象外 (×)	: 立法府、司法府

(2) 事業者ニーズを踏まえた分野選定

・「事業者目線」の取組を進めるため、行政手続部会では、①事業者団体の協力を得たアンケート調査、②団体等からの意見聴取（ヒアリング）、③内閣府ホームページでの意見募集を実施し、事業者ニーズの把握に努めてきた。

この結果も踏まえ、重点分野の選定について、以下の通り複数の考え方がありうるが、どうか。

①「事業者ニーズの把握」の取組の中で、コスト削減を求める声が多い分野

②年間の手続件数が多い手続分野

注：件数が多くても、手続一件あたりの削減時間が小さい場合、全体としてのコスト削減効果は大きくても、一事業者あたりの負担感は殆ど軽減されない場合もありうる。

③一事業者あたりの負担を大きく削減すべき（できる）分野

注：年間の手続件数が少ない場合は、特定の事業者の負担感の軽減は大きいが、全体としての削減効果は小さい。

(3) 分野の括り方

- ・手続をどのようなまとまり（レベル）でグループ化したものを「分野」とするべきか。

注：「分野」の置き方には様々なレベルが存在する。

（例）社会保障 > 社会保険 > 雇用保険、労災保険、健康保険
登記 > 商業登記、不動産登記

- ・手続の所管省庁が明確になる分野設定を行う必要があるのではないか。

（省庁横断的な分野設定を行う際には、担当省庁が明確になる設定をする等）

(4) 「重点分野」の位置づけ

- ・「重点分野」をどのように位置づけるのか。

注：①削減目標を設定する分野とする、②削減の取組のレビューを行う分野とする等の考え方
がありうる。

- ・「重点分野」以外の分野についてどうするか

2. 「削減目標の設定」に関する論点

(1) 削減対象

- ・削減対象とするコストは、事業者に対する規制のコストのうち、行政手続コストでよいか。

[事業者に対する規制コスト]

遵守コスト (Compliance costs)	行政手続コスト (Administrative costs) 間接的な金銭コスト (Indirect financial costs)
直接的な金銭コスト (Direct financial costs) (例) 行政機関への手数料、税等	
長期構造コスト (Long term structural costs)	

- ・「何を」削減するのか。

①金銭コスト

注：標準的費用モデル（SCM モデル）により、社内費用（人件費×作業時間）+社外費用（人件費×作業時間）という基本式で推計。

注：2000年代欧州の主流の方式で、コストの推計・算出に長い期間と多額の費用が必要。

②時間（作業時間）

注：米国で採用された方式（paperwork reduction）だが、企業内部における、手続に要する時間（作業工数）の把握が必要。

③手続そのもの（申請書の記載欄、添付書類の枚数等）

注：日本の過去の取組（申請負担軽減対策）で採用された方式で、成果・進捗の把握は比較的容易だが、分野・手続によって取組の対象が異なる。

- ・事業者のニーズや手続の事情・特性によっては、「行政手続コスト」以外のものを削減対象とすることを許容するべきか。（処理期間、窓口の待ち時間等）

（2）削減目標

- ・どのような「削減目標」を設定するべきか。

①削減率

注：行政手続コストの測定（ベースラインの測定）が必要

注：2000年代の欧州では、実際に行政手続コスト（ベースライン）を算定する前に、「25%削減」という目標を設定している。

注：海外では、分野によって目標水準に差を設けていることがある。

②削減額

注：ベースライン測定を行わなければ、実現可能な目標を設定することが困難。

③定性的な目標（「可能な限り削減」等）

- ・削減のスタート時点（起算点）を、どの時点に設定するか。

(3) 取組期間（削減目標の達成時期）

- ・目標実現に向けた取組期間を、何年に設定するべきか。

注：取組期間が短期の場合、短期間で成果を得ることはできるが、大規模な情報システムの整備や制度改正を伴う取組は困難。

取組期間が長期の場合、成果が出るまでの時間はかかるが、大規模な情報システムの整備や制度改正を伴う取組の検討も可能となる。

III. 計画的取組の推進

- ・どのように、計画的取組を推進するか。
- ・計画的取組のフォローアップを、どのような形で行うか。

IV. 今後の対応

- ・本年度中を目途に行うとりまとめの後、規制改革推進会議行政手続部会として、どのような対応を行うか。